

## 申し入れに対する回答についての質問事項

## ■内閣府

○「島根地域の緊急時対応」の確認について

「島根地域の緊急時対応」は、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定して、道路の寸断や家屋倒壊の場合の防護措置も含めており、「島根地域原子力防災協議会」で「原子力対策指針」に照らして、「具体的かつ合理的」と確認し、総理を議長とした「原子力防災会議」で了承を得たから、改定の必要がないというが、

- ①能登半島地震を受けて、「島根地域の緊急時対応」の中の「避難計画の屋内退避」は、原子力規制委員会であり方が検討中なのに、今の段階で、「島根地域の緊急時対応は改定の必要がない」と言うのは、おかしいのではないかと？
- ②「避難計画の改訂は各自治体で判断すべきこと」で、「島根地域の緊急時対応は現時点で改定の必要はない」としているが、「避難計画」と「島根地域の緊急時対応」は、どういう関係なのか？関係ないということか？「避難計画」の最終責任は国でよいのか？
- ③避難計画の実効性の有無を判断する主体はどこか。例えば能登半島地震を踏まえて地元自治体では有効な避難が不可と考えた際にどのように対応されるのか。
- ④原子力規制委員会が「屋内退避のあり方」を見直したら、「島根地域の緊急時対応」も改定されるのか？
- ⑤「島根地域の緊急時対応」は、「原子力対策指針」に照らして、「具体的かつ合理的であると確認した」とあるが、その実効性を判断する基準はあるのか？
- ⑥「警察、消防、自衛隊などの実働組織が住民避難を支援する」とあるが、例えば、障がい者・高齢者・病気の方などの要避難支援者ひとり一人に対し、具体的に誰が誰を、どこに避難させるのか、その避難先は全員が入れるキャパシティがあるのか？治療できる医療機関がハッキリしているのか？
- ⑦「屋内退避が困難な場合は、30キロ圏外の広域に予定されている避難先に速やかに避難する」とあるが、誰が判断して、要支援者ひとり一人への具体的な個別避難計画があるのか？
- ⑧「島根地域の緊急避難対応」の実効性は十分だ、との回答であったが、「鳥取県の計画を改定する必要はないか」との問いに対し、「これは各自治体が判断すること」、とちょっと他人事のような回答だと受け止めた。確かに自治体の判断である、という事ではあっても大半の県民は能登地震を自分事として受け止めている。コメントを付けるなど国民が安心できるような国民に寄り添った回答を求めたい
- ⑨また、そもそも国の避難方針は健常者に向けてなのか、と感じる面もある。重症心身障害、医療的ケア、聴覚-視覚障がいなどがある方々や妊婦、高齢者などは複合災害時の避難は非常に困難だと予測される。自治体がこういう事も十分も想定した計画が出来るように国も物心両面で支援して欲しいが如何か。
- ⑩自宅が一部壊れた場合などは被爆リスクの情報がない中で屋内退避か避難かを住民自身が判断することになっているがそれは難しい。住民には日頃から退避や避難に関する研修や訓練のようなものが必要と思うが如何か
- ⑪「島根地域の緊急時対応」には政府を挙げて全国規模の実働組織により道路啓開を含む支援を

する、とあるが、鳥取県側に同様レベルの事態があれば国は鳥取県にも同様の支援をする、と考えてよいか？

○平井知事が、今回の回答を受けた「コアメンバー会議」で、島根原発2号機に対する南海トラフの影響について話したが、その対応は内閣府だと聞く。

⑫「島根地域の緊急時対応」に含まれているのか？影響は調査されているのか？

○屋内退避について

⑬自然災害により屋内退避や避難が困難になるなど不測の事態が生じた場合には、政府を挙げて全国規模の実動組織が支援するとあるが、それぞれの機関は具体的にどのような支援を想定されているのか伺う。

「原子力規制委員長は、2024年5月の定例会見において、屋内退避の運用についての検討は、「現時点で自治体の地域防災計画等を見直していただくということにはならない」という見解を示しているものと承知しております」について、

⑭これは、5月の時点で見解ではないか。現時点で、規制庁は、屋内退避について、検討チームを作り議論をしており、結論は出ていないのではないか。

⑮8月9日の話し合いの場で境港市の伊達市長は「屋内退避するには道路の液状化対策、住宅の耐震化が必要だ。これらに支援を」と求められた。

内閣府は先日、能登半島地震における道路の寸断、避難予定施設の倒壊の恐れなどを受けて、屋内退避、遠くへの避難を強化するため施設改修、幹線道路までの避難経路強靱化、ヘリによる空路避難などの環境整備を原発立地地域で強化すると発表された。この方針は先ほどの伊達市長の要望も含め周辺地域である鳥取県にも適応して頂きたいがどうか。屋内退避、避難に関する環境整備について国は住民が安心できるレベルまで責任をもって支援していただきたい。

○避難計画の実効性を継続的に向上するための継続的支援について

⑯「引き続き緊急時安全対策交付金や原子力災害対策事業費補助金により継続的な支援を実施してまいります」について、交付金、補助金等について鳥取県と交渉できる余地はあるか。

⑰防災対策費（人件費を含む）の費用負担の国支出範囲はどこまでか。支援との表現になっているが全ての費用について全面的に国が支出すべきではないか。

⑱防災対策費とは別に事故リスクを踏まえた地元自治体への支援についてどのように考えるか。